

第2章 第一種事業の目的及び内容

1 事業の目的

札幌市（以下、「本市」という。）では、平成21年に家庭ごみの有料化を含む「新ごみルール」の実施により、焼却ごみが大幅に減量し、4箇所あった清掃工場のうち篠路清掃工場を廃止し、平成23年には発寒・白石・駒岡の3箇所の体制に移行した。

3工場のうち、現在の発寒清掃工場（以下、「現工場」という。）は平成4年に竣工し、既に30年以上が経過した。一般的に30年が耐用年数とされている中で、計画的な整備により設備の延命化を図ってきたが、全体的な老朽化は避けられない状況であり、更新が必要である。

また、新工場が供用開始する予定の令和14年度の焼却量は、本市全体で1年間に約40万トンと見込んでいるが、駒岡及び白石の2工場では全量の焼却が不可能であり、今後も3工場による安定的な焼却体制及び効率的な収集体制を維持するべく、発寒清掃工場の更新を行う必要がある。

2 事業の名称及び種類

事業の名称：発寒清掃工場更新事業

事業の種類：札幌市環境影響評価条例第2条第2項第6号に掲げる第一種事業
『その他の一般廃棄物処理施設』の新設

3 事業の実施区域の位置・規模

事業の実施区域（以下「事業実施区域」という）の位置・規模の概要を表2-3-1及び図2-3-1に示す。

事業実施区域は、市街地にある札幌市役所から西方向約10kmの西区発寒に位置しており、現在稼働中の一般廃棄物処理施設「発寒清掃工場」に隣接する清掃事務所敷地及び市道（廃止予定）である。

新設する焼却施設では、石狩市・当別町の可燃ごみを受け入れる広域処理を計画しており、焼却施設の規模は、広域処理分も含め、640t/日とする計画である。

表 2-3-1 事業実施区域の位置・規模の概要

項 目	概 要
事業実施区域の位置	西区発寒15条14丁目西2-1ほか 市道（北発寒第98号線）の一部を含む （図2-3-1 事業実施区域 参照）
施設の規模	640 t / 日



4 事業の計画の概要

(1) 事業において処分する廃棄物の種類

家庭系一般廃棄物（燃やせるごみ、自己搬入ごみ、許可事業者搬入ごみ）

事業系一般廃棄物（木くず、紙くず、繊維くず）

(2) 事業の背景・経緯

ア 廃棄物処理施設におけるごみ処理の現状

市内の主な廃棄物処理施設を図 2-4-1 に、また中間処理施設の仕様を表 2-4-1 に示す。

本市が処理するごみのうち、燃やせるごみについては、市内の清掃工場（発寒・駒岡・白石）で焼却し、燃やせないごみや焼却残さ等については、最終処分場（山本・山口）で埋立処分を行っている。また、燃やせないごみの一部については、減容化を図るため破碎処理を行っている。

大型ごみは、破碎工場（発寒・篠路・駒岡）（以下、発寒破碎工場を「破碎工場」という。）で破碎した後、清掃工場及び最終処分場にて処理している。びん・缶・ペットボトルは資源選別センター（駒岡、中沼）で選別し、容器包装プラスチックについては中沼プラスチック選別センターで選別・圧縮梱包等の処理を行い、再商品化事業者へ引き渡し、リサイクルを行っている。

枝・葉・草の一部は山本処理場で堆肥化を行っており、雑紙については中沼雑がみ選別センターで選別・圧縮梱包等の処理を行い、民間古紙問屋に運搬のうえ製紙原料へ資源化し、残さは資源化工場にて固形燃料としてリサイクルしている。

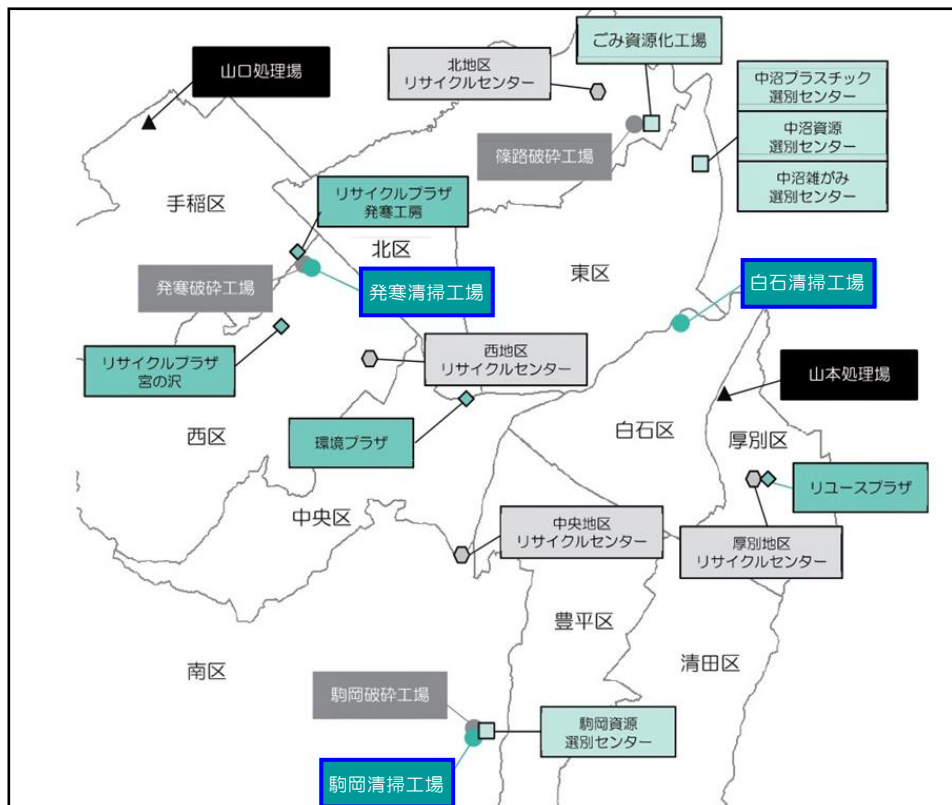


図 2-4-1 市内の主な廃棄物処理施設

表 2-4-1 本市の主な廃棄物中間処理施設^{1) 2)}

□清掃工場

種別	名称	現発寒清掃工場	駒岡清掃工場	白石清掃工場	旧篠路清掃工場 (H23.3 廃止)
所在地		西区発寒 15 条 14 丁目 1-1	南区真駒内 602	白石区東米里 2170-1	北区篠路町福移 153
敷地面積(m ²)		23,896	59,430	100,564	169,635
建築面積(m ²)		6,853	7,182	16,839	2,723
竣工年月 (稼働年数)		平成 4 年 11 月 (約 31 年)	昭和 60 年 11 月 (約 38 年)	平成 14 年 11 月 (約 21 年)	昭和 55 年 12 月 (約 31 年で廃止)
施設規模(t/24h)		600(300t×2 炉)	600(300t×2 炉)	900(300t×3 炉)	— (廃止)
炉形式		全連続燃焼式	全連続燃焼式	全連続燃焼式	全連続燃焼式
燃焼形式		ストーカ式	ストーカ式	焼却炉：ストーカ式 (灰溶融炉 H26 年廃止)	ストーカ式
燃焼ガス冷却方式		排熱ボイラ式	排熱ボイラ式	排熱ボイラ式	排熱ボイラ式
発電出力(kW)		4,960	4,960	30,000	4,800
施設設備					
ごみピット容量(m ³)		7,000	7,000	16,000	7,000
排ガス処理設備		バグフィルタ 塩化水素ガス除去装置	バグフィルタ 塩化水素ガス除去装置	バグフィルタ 塩化水素ガス除去装置	バグフィルタ 塩化水素ガス除去装置
余熱利用設備		発電 融雪槽	発電 場外余熱供給	発電	発電
灰固形化設備		キレート処理	キレート処理	キレート処理	キレート処理
煙突高さ(m)		100	100	90	100

□破碎工場

種別	名称	発寒破碎工場 (リサイクル工房併設)	篠路清掃工場併設 大型ごみ破碎工場	駒岡清掃工場併設 大型ごみ破碎工場
所在地		西区発寒 15 条 14 丁目 1-1	篠路清掃工場敷地内	駒岡清掃工場敷地内
敷地面積(m ²)		12,214		
建築面積(m ²)		6,423	2,723	7,721
竣工年月		平成 10 年 9 月	昭和 55 年 12 月	昭和 61 年 2 月
施設規模		150t/5 h	150t/5 h	200t/5 h
		回転 100t/5 h × 1 基	回転 100t/5 h × 1 基	回転 50t/5 h × 1 基
		剪断 50t/5 h × 1 基	剪断 50t/5 h × 1 基	剪断 75t/5 h × 2 基

□資源選別施設、資源化工場

種別 \ 名称	中沼 プラスチック 選別センター	中沼資源 選別センター	中沼雑がみ 選別センター	駒岡資源 選別センター	篠路ごみ 資源化工場
所在地	東区中沼町 45-11	東区中沼町 45-24	東区中沼町 45-19	南区真駒内 129-30	篠路清掃工場 敷地内
	札幌市リサイクル団地内				
敷地面積(㎡)	8,744	16,100	19,885	9,913	169,635
施設規模(t/日)	82.6	110	85	77	200
竣 工 年 月	平成 21 年 7 月	平成 10 年 9 月	平成 21 年 7 月	平成 10 年 9 月	平成 2 年 3 月

□クリーンセンター、リサイクルプラザ・リユースプラザ

種別	名称	クリーンセンター	リサイクルプラザ宮の沢	リユースプラザ
所在地		手稲区手稲山口 318	西区宮の沢 1 条 1 丁目 1-10 生涯学習総合センター併設	厚別区厚別東 3 条 1 丁目 1-10 旧厚別清掃工場敷地内
敷地面積(m ²)		8,332		
延床面積(m ²)		2,174	352	560
竣工年月		平成 7 年 3 月	平成 12 年 8 月	平成 20 年 12 月

1) 札幌市環境局環境事業部「令和 3 年度 清掃事業概要（令和 2 年度実績）」（令和 3 年 12 月）

2) 札幌市環境局環境事業部ホームページ「清掃事業の概要 施設マップ」（令和 4 年 3 月 31 日更新）

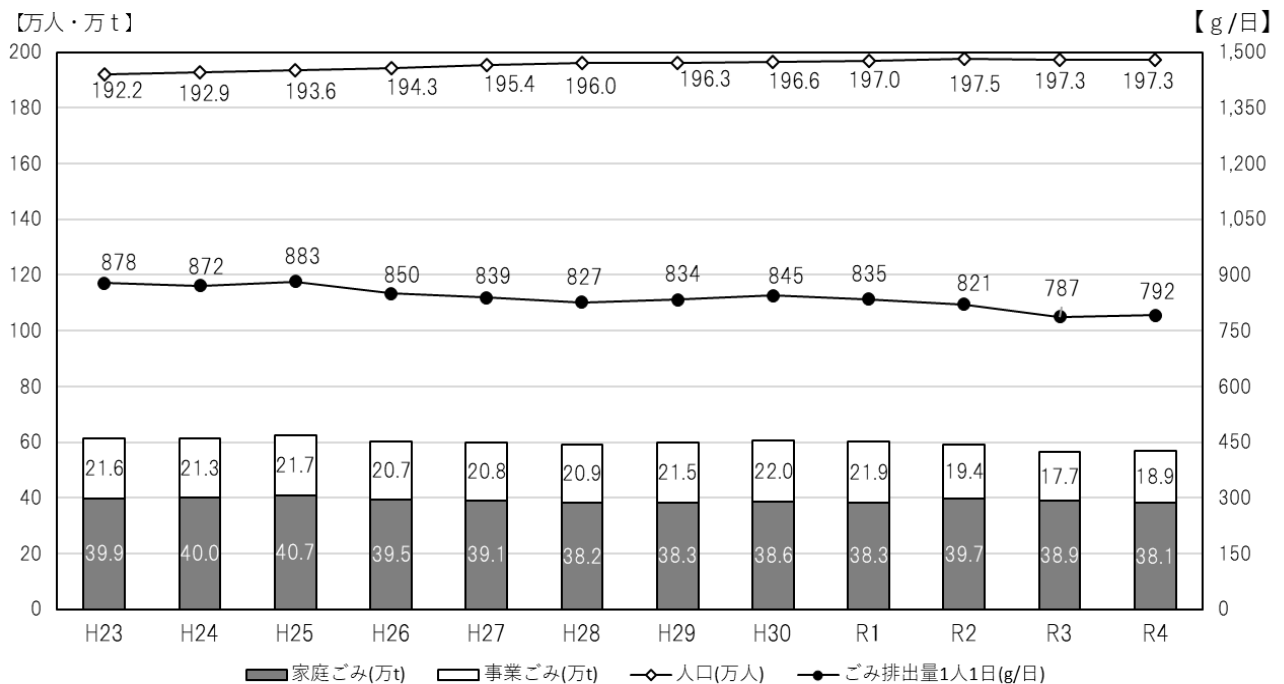
イ ごみ排出量の推移

本市におけるごみ排出量の推移を、図 2-4-2 に示す。

本市が処理するごみ量は、平成 21 年 7 月以降「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集を含む「新ごみルール」を実施する等、さまざまな施策と市民の協力のもとで、排出量が徐々に減少している。

平成 28 年度以後はやや横ばい状態であり、令和 4 年度のごみ排出量は約 57 万トンであった。

市民 1 人 1 日当たりの排出される廃棄ごみについては、平成 28 年度に 827g であったが、令和 4 年度は 792g となっている。



注：図中家庭ごみと事業ごみの合計は、端数処理のため合わないことがある。

図 2-4-2 本市におけるごみ排出量の推移 ^{3) 4)}

本市の令和 4 年度のごみ処理実績を、平成 28 年度と比較し表 2-4-2 に示す。

令和 4 年度の処理量は 570,456 トンであり、このうち家庭ごみは 381,216 トン、事業ごみは 189,240 トンとなっている。

処理方法は、資源化、焼却・破砕、埋立処理に大別され、「びん・缶・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「雑がみ」等の資源化量が 114,960 トン、「燃やせるごみ」「大型ごみ」等の焼却・破砕量が 424,624 トン、「燃やせないごみ」、焼却後の残さ等の埋立処理が 70,796 トンとなっている。

ごみ処理量全体の 3.5% 減少に伴い、資源化量が 2.5%、埋立量が 22% 減少した。但し、家庭ごみ排出量は減少せず、事業ごみ排出量が 10% 減少している。

3) 札幌市環境局「スリムシティさっぽろ計画年次報告書（平成 28 年度版）」（平成 29 年 9 月）

4) 札幌市環境局「新スリムシティさっぽろ計画年次報告書（令和 4 年度版）」（令和 5 年 10 月）

表 2-4-2 本市におけるごみ処理の実績^{3) 4)}

項 目		年間処理量 (t/年)	
		平成 28 年度	令和 4 年度
ごみ 処理量	① 家庭ごみ排出量	382,207	382,216
	② 事業ごみ排出量	209,254	189,240
	③ 処理量計(①+②)	591,461	570,456
④ 資源化量		117,796	114,960
中間処理	⑤ 焼却・破碎	432,464	424,624
	⑥ 埋立前処理 ^{※1}	7,701	4,949
⑦ 埋立量		33,501	25,922
⑧ 処理残さ(焼却灰等) ^{※2}		53,649	45,054
⑨ 埋立量合計(⑦+⑧) ^{※3}		87,151	70,796

※1：埋立前処理：燃やせないごみを減容化するために行う破碎処理。

※2：処理残さ：資源化処理、焼却・破碎処理、埋立前処理により生じた残渣の合計。

※3：埋立量合計：端数処理のため合計値が合わないことがある。

ウ ごみ減量の取り組み

本市では一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を平成 20 年 3 月に策定し、市民・事業者・札幌市の協働によるごみの減量に取り組んできた。

平成 21 年「新ごみルール」開始後、焼却ごみの大幅な減量に成功したことから、老朽化していた篠路清掃工場を廃止した。ごみ減量・リサイクルをさらに推進するとともに、計画策定時から変化した状況等に対応するため、平成 30 年 4 月に「新スリムシティさっぽろ計画 札幌市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。

「新スリムシティさっぽろ計画」において、ごみ量に関する具体的な数値目標「目指せいちばん！スリム目標」を設け、市民・事業者・行政が目標を共有し、ごみの発生抑制、資源化の取り組みを進めていくために、平成 28 年度を基準年とした以下の 5 点の目標を掲げている。

○ ごみ量管理目標（新スリムシティさっぽろ計画）

・ 廃棄ごみ全体の減量目標	：平成 28 年度実績に比べて 6.8 万トン（1 人 1 日当り 100g）以上減量
・ 廃棄ごみ量の減量目標	：平成 28 年度実績に比べて 6.0 万トン以上減量
・ 家庭から出る生ごみ量の減量目標	：平成 28 年度実績に比べて 1.0 万トン以上減量
・ 家庭から出る廃棄ごみ量の減量目標	：平成 28 年度の 386g/人日に対し 340g/人日以下
・ 埋立処分量の減量目標	：平成 28 年度実績に比べて 2.2 万トン以上減量する。

3) 札幌市環境局「スリムシティさっぽろ計画」年次報告書（平成 28 年度版）（平成 29 年 9 月）

4) 札幌市環境局「新スリムシティさっぽろ計画年次報告書（令和 4 年度版）」（令和 5 年 10 月）

平成 28 年度を基準年としたごみ量管理目標と実績値を図 2-4-3 に示す。

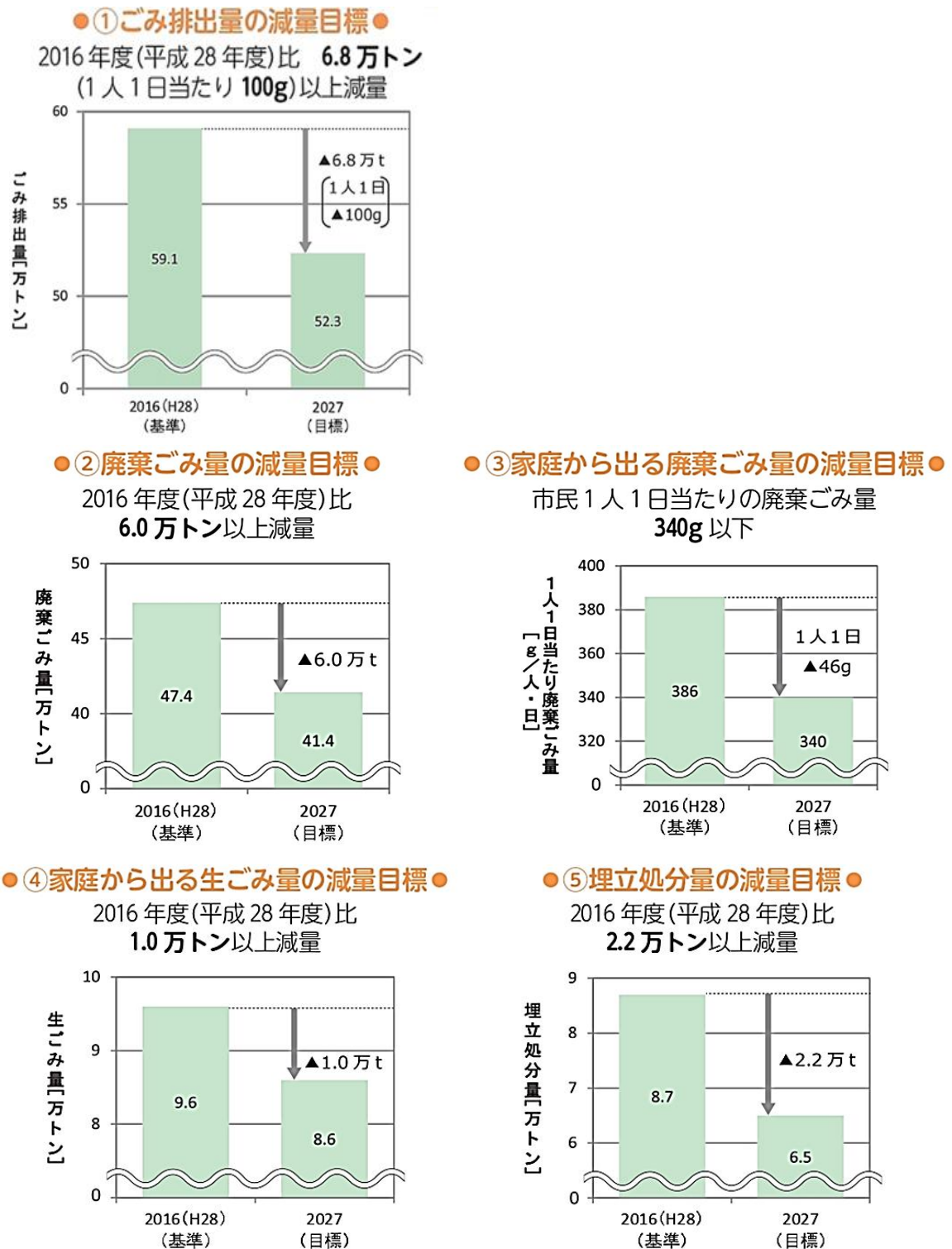


図 2-4-3 ごみ量管理目標とごみ量等の実績値⁵⁾

5) 札幌市環境局環境事業部「新スリムシティさっぽろ計画 札幌市一般廃棄物処理基本計画」

(平成 30 年 4 月)

(3) 事業の必要性及び計画の概要

ア 事業の必要性

「1 事業の目的」(p.2-1)に記載のとおり、市内3工場体制による安定的な焼却体制及び効率的な収集体制を維持するため、現工場の更新は不可欠な計画である。

イ 計画の概要

(ア) 施設の規模（焼却能力）について

令和14年度における焼却処理の想定量（石狩市、当別町等を含む）を表2-4-3に示す。新工場供用開始以後、市内3工場はほぼ同等の割合となる計画である。

表2-4-3 令和14年度における焼却処理量（想定）⁶⁾

施設名	焼却量（t/年）		比率（％）	
駒岡清掃工場	126,000		30.1	
白石清掃工場	159,600		38.1	
発寒清掃工場	116,700	133,300	27.8	31.8
石狩市・当別町	16,600		4.0	
計	418,900		100.0	

以上を整理し、新工場の施設規模については、年間稼働日数及び季節変動率を考慮し、表2-4-4に示す640t/日を基本として計画を進める。

表2-4-4 発寒清掃工場の施設規模⁶⁾

発生区分	施設規模 (t/日)	
	現工場	新工場
市内分	600	560
広域処理分	—※	80
合計	600	640

※ 「—」は本市で処理していないことを示すが、石狩市・当別町の施設は180t/日の能力を有している。

6) 札幌市「発寒清掃工場更新基本構想」（令和5年6月）

(イ) 建設予定地の複数案の考え方

複数案の設定に際して、前述した事業規模を踏まえ、事業実現が可能な面積を有し、市内の生活環境及び自然環境の保全が可能な地区を抽出し、建設予定地とする。

また、「ア 事業の必要性」(p. 2-8)で述べたとおり、廃棄物を今後も安定的かつ効率的に処理するために、本事業の実施が不可欠であり更新以外の代替案は存在しないことから、ゼロ・オプション（事業を実施しない案）については検討しない。

a 必要建築面積、敷地面積

建築面積及び敷地面積は、現在の発寒清掃工場の規模が基準となるが、継続する破砕工場との連携を含め、効率的な規模とするよう検討を行う。

b 建設予定地の選定

現工場は、市内北西部に位置し、中心部から最も近い配置の清掃工場となっている。先の図 2-4-1 (p. 2-3) のとおり、市内東部に白石清掃工場、南部に駒岡清掃工場を配置しており、新工場の事業用地は安定した処理体制や効率的収集体制の維持のために、現工場の周辺であることを前提とする。

現工場周辺に焼却施設が建設可能な面積を有する新たな用地は存在せず、新たな環境負荷の発生についても考慮すると新規用地の取得は事業実現の可能性が低いと判断し、事業実施区域の敷地（以下、「事業敷地」という。）内での建替え計画とした。

現工場に隣接する西清掃事務所を移転し、西清掃事務所跡地と隣接する市道（北発寒第 98 号線）の一部を廃止し、併せて新工場の更新場所（以下、「建設予定地」という。）とする計画である。

ウ 複数案の設定と施設配置計画

建設予定地に係る施設配置を検討中であることから、複数案を示す。

建設予定地は、現工場及び破砕工場の間にある平坦地で、面積は計約 1.1ha であり、焼却施設の配置が可能である。

施設配置を検討し、車両動線の効率性と安全性を踏まえ、敷地内に収まる施設の配置案として、以下の A 案、B 案の 2 案を設定した。方法書段階においては、両案の可能性を残し、準備書段階にてこれらの絞り込みを行うこととする。

施設配置計画を、図 2-4-4 及び図 2-4-5 にそれぞれ示す。

- ・ A 案：建設予定地の南側（現工場側）に煙突を配置する案
- ・ B 案：建設予定地の北側（破砕工場側）に煙突を配置する案

発寒清掃工場更新事業における基本構想及び基本計画は、実際の施設配置計画について、これら 2 案による環境影響評価の結果を十分考慮し計画する必要がある。なお、煙突からの排出ガス等の環境影響を評価する際は、現工場の煙突高さ 100m を基本として検討する。

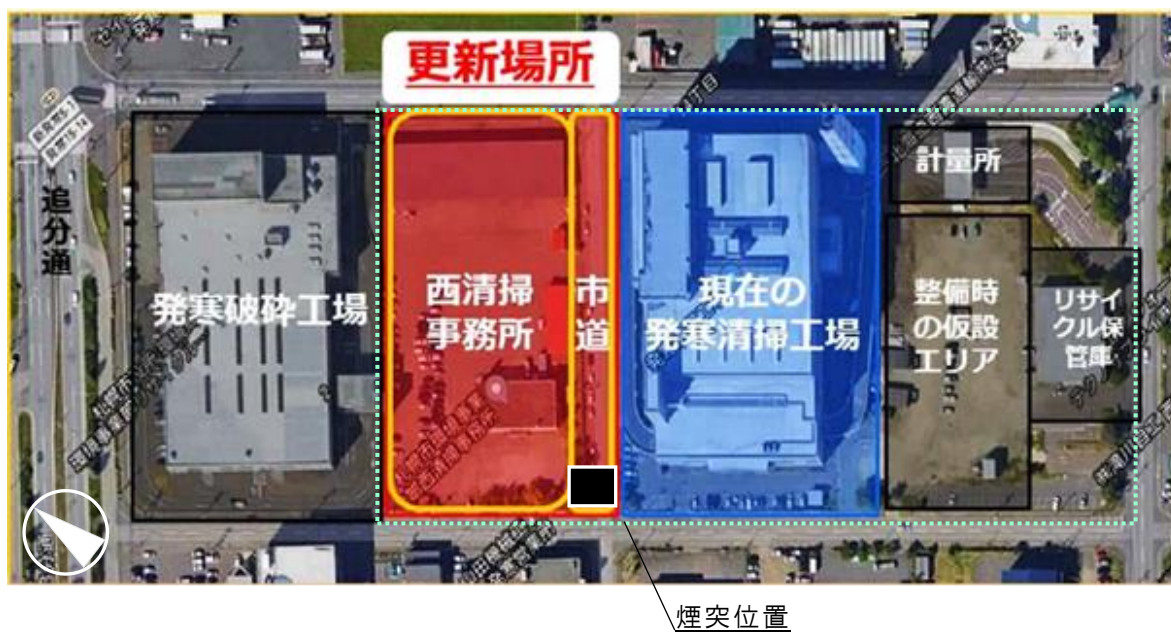


図 2-4-4 南側に煙突を配置する A 案の施設計画

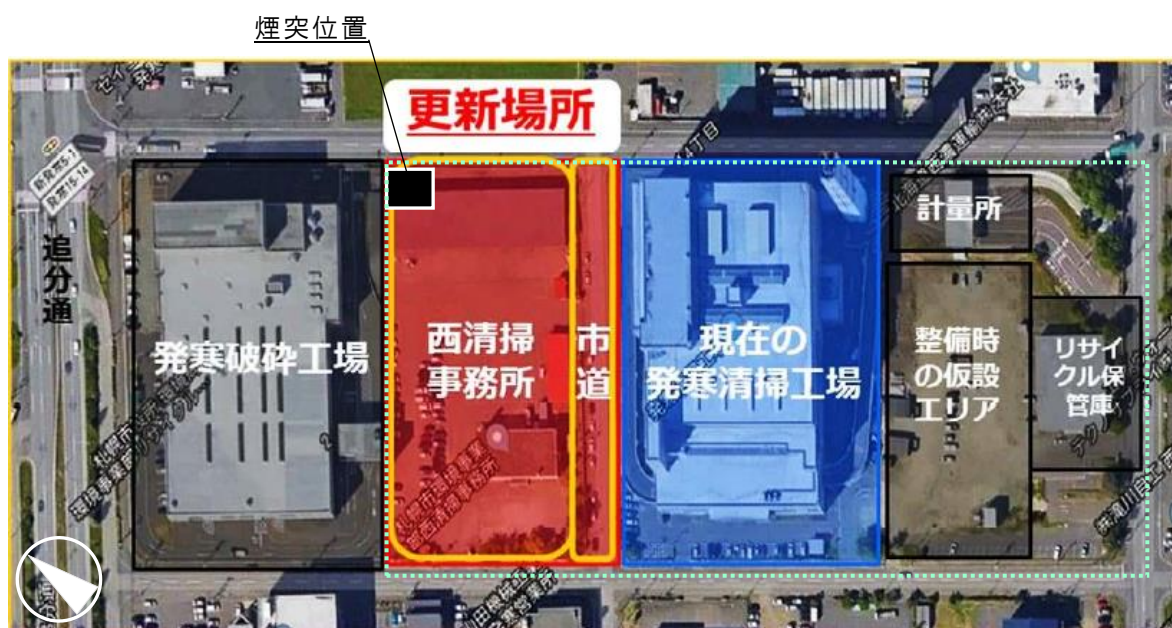


図 2-4-5 北側に煙突を配置する B 案の施設計画

エ 余熱利用計画

現工場では、熱を利用して発電し、工場内で使用するほか、余った電気は電力会社に売却している。

新工場においても、場内給湯、空調、ロードヒーティング等の場内利用及び発電を行う「エネルギー回収型廃棄物処理施設」としての運用を検討するものとする。

令和4年度の発電等実績⁷⁾を以下に示す。

- ・ 発電量：年間 29,109,880kWh
- ・ 売電量：年間 14,605,870kWh

オ 現工場と計画する新工場との比較

現工場と計画する新工場との比較を表2-4-5に示す。

新工場の施設規模は、前述(p.2-8)のとおり広域化を考慮して640t/日を計画するが、炉型式等の設備内容は今後策定する「発寒清掃工場更新基本計画」にて決定する。

表2-4-5 現工場と計画する新工場との比較⁶⁾

項 目	現工場	新工場
施設規模	600t/日	640t/日
稼働時間	24時間連続	24時間連続
炉型式 炉数	全連続運転2炉 火格子（ストーカ）式	基本計画にて決定
煙突高さ	地上100m	地上100m （基本計画にて決定）
排水方式	下水道接続	下水道接続
発電可能量 発電効率	4,960kW（2,480kW×2基） 6%	基本計画にて決定
余熱利用	冷暖房・温水・ ロードヒーティング等	冷暖房・温水・ロードヒーティング等を基本計画にて決定
稼働開始年	1992年(平成4年)11月竣工	2032年(令和14年)供用予定
敷地面積	約2.4ha ^{※1}	約3.5ha ^{※2} (西清掃事務所跡地、市道の一部廃止地及び現工場の敷地)

※1) 現工場の敷地面積は、旧発寒第二工場跡地を含む。

※2) 建設予定地が約1.1haと狭小地のため、現工場の敷地についても利活用を検討。

6) 札幌市「発寒清掃工場更新基本構想」（令和5年6月）

7) 発寒清掃工場提供資料「令和4年度運転年報」

カ 公害防止計画

現工場には、「発寒清掃工場維持管理計画書」⁸⁾があり、法規制や自主的に市街地と同等の規制基準を順守することにより、公害防止に努めている。

(ア) 煙突から排出されるガス（大気汚染防止法及びダイオキシン類特別措置法）

【煙突出口排出基準値（O₂ 12%換算）】

- a ばいじん量 : 0.08g/m³N 以下（大気汚染防止法）
- b 硫黄酸化物 : K 値規制 K=4.0m³N/h 以下（大気汚染防止法）
- c 窒素酸化物 : 250cm³N/m³N 以下^{※1}（大気汚染防止法）
- d 塩化水素 : 700mg/m³N 以下（大気汚染防止法）
- e ダイオキシン : 1.0ng-TEQ/m³N 以下^{※2}（ダイオキシン類特別措置法）

(イ) 悪臭の発散

- a 悪臭：敷地境界における臭気指数 10 以下
（建設予定地は工業専用地域のため、悪臭防止法の規制は適用されないが、市街地相当の規制基準を順守する計画である）

(ウ) 騒音及び振動の発生

a 騒音

朝（午前 6 時から午前 8 時まで）：45 デシベル
 昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）：55 デシベル
 夕（午後 7 時から午後 10 時まで）：45 デシベル
 夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）：40 デシベル

（建設予定地は工業専用地域のため、騒音規制法の規制は適用されないが、第 2 種区域（住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域）相当の規制基準を順守する計画である）

b 振動

昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）：60 デシベル
 夜間（午後 7 時から翌日の午前 8 時まで）：55 デシベル

（建設予定地は工業専用地域のため、振動規制法の規制は適用されないが、第 1 種区域（住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域）相当の規制基準を順守する計画である）

8) 札幌市環境局環境事業部ホームページ「発寒清掃工場維持管理計画書」

※1 m³N

0℃、1 気圧の状態に換算した気体の体積のことである。なお、気体は温度や圧力によって体積が変化するため、基準となる一定条件下の体積で示す必要がある。

※2 TEQ

ダイオキシン類には色々な種類の異性体が存在し、その毒性は異性体ごとに異なる。TEQ（毒性当量）とは、これらの異性体の中で最強の毒性を有する 2,3,7,8-TCDD の量に換算して表示する単位のことである。

(エ) 施設排水（下水道法）

施設排水は、現工場同様、公共下水道に接続して放流する計画であり、周辺の公共用水域（河川）には放流しない。

水質は、pH 調整、有機汚濁物質除去等により、下水排除基準以下に処理した後に放流する計画である。

a 排水：下水排除基準以下（下水道法）

b ダイオキシシ：10pg-TEQ/L 以下（下水道法）

キ 廃棄物処理計画

(ア) 焼却残さ

焼却施設から発生する焼却灰及び飛灰処理物の基準は、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（改正：平成 29 年環境省令第 11 号）に基づき表 2-4-6 に示す判定基準とする。

表2-4-6 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準
（燃え殻・汚泥・鉍さい・ばいじん・これらの処理物）

有害物質	燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、 これらの処理物（溶出）
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005mg/L
カドミウム又はその化合物	0.3mg/L
鉛又はその化合物	0.3mg/L
有機化合物	1mg/L
六価クロム化合物	1.5mg/L
砒素又はその化合物	0.3mg/L
シアン化合物	1mg/L
P C B	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス- 1,2 ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン（D-D）	0.02mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
チラウム	0.06mg/L
シマジン(CAT)	0.03mg/L
チオベンカルブ(ベチオカーブ)	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン又はその化合物	0.3mg/L
ダイオキシシ類	燃え殻、汚泥、ばいじん 3ng-TEQ/g

特別管理産業廃棄物の判定基準（廃棄物処理法施行規則第 1 条の 2）

(イ) 飛灰処理物の基準

焼却施設から発生する飛灰は、環境大臣の定める方法により適正に処理した後、最終処分場に埋立処分するものとし、表 2-4-7 に示す基準とする。

また、飛灰処理物中のダイオキシン類の基準は、ダイオキシン類対策特別措置法上の特別管理一般廃棄物に該当しない条件とし、表 2-4-8 に示す値とする。

表2-4-7 飛灰等の処理物(燃え殻・ばいじん・鉱さい)の溶出基準

項 目	溶出基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005mg/L以下
カドミウム又はその化合物	0.09mg/L以下
鉛又はその化合物	0.3mg/L以下
六価クロム化合物	1.5mg/L以下
砒素又はその化合物	0.3mg/L以下
セレン又はその化合物	0.3mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下

特別管理産業廃棄物の判定基準（廃棄物処理法施行規則第1条の2）

表2-4-8 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係るダイオキシン類の含有量基準

項 目	含有量基準
飛灰処理物中のダイオキシン類含有量	3ng-TEQ/g以下

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

ク 収集運搬車両等の種類に関する計画

令和4年度の運搬車両の実績を表2-4-9に示す。

新工場の運搬車両台数は、現工場と同程度を計画している。

また、破砕工場は継続して稼働する計画のため、破砕工場に関連する運搬車両台数を表中に併記した。

表2-4-9 現工場及び破砕工場の運搬車両台数（令和4年度）⁷⁾

（単位：台/日）

区分		運搬車両台数			
		現工場		破砕工場	
時期		通常期	繁忙期	通常期	繁忙期
家庭ごみ	市収集及び地域清掃 （パッカー車等）	84	122	15	21
	許可業者搬入	38	62	1	5
事業ごみ	自己運搬車両 （自家用車）	52	63	223	338
合 計		174	247	239	364

※1：広域化による増加車両については、基本計画で別途検討する。

2：令和4年度の繁忙期は、8月であり、通常期とは年平均を示す。

また、運搬車両の種類に関する計画は、以下のとおりである。

（ア）清掃工場（焼却施設）への運搬車両（可燃ごみ）

・家庭系収集 市収集車	8m ³ パッカー車及びプレス車（最大4t）
・地域清掃	最大4t 平ボディ車程度
・事業系搬入許可業者	8m ³ パッカー車及びプレス車（最大4t）
・自己搬入	最大4t 平ボディ車程度

（イ）その他

・メンテナンス車	最大10t 平ボディ車
・薬品、燃料搬入車	最大10t 平ボディ車（薬品）
	最大20kL タンクローリー（燃料）
・来場者	職員通勤車 乗用車（最大ワゴン車程度）、 オートバイ、自転車
	施設見学车 乗用車、大型バス、自転車

7) 発寒清掃工場提供資料「令和4年度運転年報」